

2020年2月10日

会社分割に伴う労働契約の承継に関する通知

各 位

石川県金沢市玉鉾三丁目 29 番地
株式会社キャリアシステム
代表取締役社長 中島 宣明

当社は、会社分割をすることとし、当社を吸収分割会社、株式会社ワークプロジェクトを吸収分割承継会社（以下「承継会社」）とする吸収分割契約を締結しました。当該会社分割に関し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「法」）第 2 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 承継会社に承継される事業の概要

当社の東京・名古屋・大阪の事業所（第一営業部）で取扱う人材派遣事業および人材紹介事業（ただし、医療・福祉分野への人材派遣事業および人材紹介事業を除く）

2. 会社分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」）以後における商号、住所、事業内容及び雇用予定労働者数

	当 社	承継会社
商 号	株式会社キャリアシステム	株式会社ワークプロジェクト
住 所	石川県金沢市玉鉾三丁目 29 番地	大阪市北区小松原町 2 番 4 号
事業内容	人材派遣事業および人材紹介事業	人材派遣事業、人材紹介事業および保育所運営
雇用予定労働者数	約 403 人	約 476 人

3. 効力発生日

2020年4月1日

4. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

当社および株式会社ワークプロジェクトは効力発生日以降に弁済期が到来する債務について、その履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておらず、履行の見込みがあるものと判断しております。

5. 労働契約を承継する旨の吸収分割契約における定めの有無

当社と承継会社との間で締結した吸収分割契約には、貴殿の労働契約を承継会社が承継する旨の定めがあります。

6. 会社分割による労働条件の承継

当社が、当社の労働者との間で締結している労働契約であって、分割契約に承継会社が承継する旨の定めがあるものは、効力発生日以後、当社から承継会社に包括的に承継されるため、その内容である労働条件は、そのまま維持されます。

7. 法第2条第1項各号のいずれに該当するかの別

法においては、吸収分割会社が雇用する労働者について、以下①、②の区分があります。

- ① 承継会社に承継される事業に主として従事する者
「法第2条第1項第1号の労働者」
- ② 吸収分割契約に承継会社が労働契約を承継する旨の定めがある者（①の者を除く）
「法第2条第1項第2号の労働者」

貴殿は、法第2条第1項第1号の労働者に該当します。

8. 効力発生日以後において従事する業務の内容、就業場所その他の就業形態

貴殿は、承継会社の営業部門に関する業務に従事する予定です（●●営業所に配属）。

9. 法第4条第1項又は第5条第1項の異議申出ができる旨及び異議申出先

法においては、

- ・承継会社に承継される事業に主として従事する労働者が、労働契約を承継会社に承継されないこと
- ・承継会社に承継される事業に主として従事しない労働者が、労働契約を承継会社に承継されること

について、書面により異議を申し出ることが出来ます。

この異議申出を行う場合には、以下に宛てて提出して下さい。

金沢市玉鉾 3-29

株式会社キャリアシステム 管理部（担当：山下） TEL 076-293-3363

10. 異議申出期限

9の異議申出の期限日は、2020年2月25日です。

以上